

平成11年 第4回 沼田町議会臨時会会議録

平成11年 6月 9日(水) 午後 1時29分 開会

1. 出席議員

議長 4番 吉田 好宏 議員	1番 久保 寛 議員
2番 野 道夫 議員	3番 室田 俊朗 議員
5番 中村 進 議員	6番 山田 英次 議員
7番 橋場 守 議員	8番 大沼 恒雄 議員
9番 横山 忠男 議員	10番 山木 一男 議員
11番 谷口 清治 議員	12番 吉田 俊一 議員
13番 絵内 勝己 議員	14番 杉本 邦雄 議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西田 篤正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役 市橋 忠晴 君	収入役 篠田 繁彦 君
総務課長 (空 席)	財政課長 平木 昭良 君
産業課長 矢野 潔 君	水道課長 松田 剛 君
民生課長 半田 昭雄 君	振興室長 中村 幸雄 君
建設課長 藤間 武 君	和風園園長 清水 勝之 君
旭寿園園長 高儀 博幸 君	

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 久本 博美 君 次 長 野原 耕次 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成10年度沼田町一般会計補正予算 専決第 3 号)

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成11年度沼田町一般会計補正予算 専決第 2 号)

議案第27号 庁舎改修工事（建築主体）の請負契約について

議案第28号 庁舎改修工事（電気設備）の請負契約について

(13時29分 開 会)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって召集されました、平成11年第4回沼田町議会臨時会を開催いたします。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、臨時議長において、5番中村議員、13番絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、承認第6号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 承認第6号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成11年6月9日提出、沼田町長でございます。次の頁に専決処分書がございます。

(以下、専決処分書及び別冊、平成10年度沼田町一般会計補正予算、専決第3号の説明)

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 現財政課長、なかなか旨い説明されたのですが、17頁のスコーレセンター費ですが、13頁にはスコーレセンターの使用料減が6,073万4千円なんですよ、歳出の方ではスコーレセンターの予算そのものが3,300数万円が減ったように聞こえるような説明をしたけども、実はこれは収入がそれだけ足りなかったという事ですよね。ようするに、ここで言うと17頁で言いますと、実際には予定よりも6,572万円減収だったんだと、そして足りなかったんで、必要経費としてまだ足りないんで、一般財源から3,200万円入れたということでしょう。そこをきちんと説明しないと分からなくなってしまうので、間違っって聞こえるようになるので、何か貴方の説明を聞いていたら予算をそのまま減って、人件費もかからなかったんで、これだけ減額したように聞こえたので、そうじゃないと言う事ですよね。実際には、一般財源から3,200万円入れたんですよと言う事を言った方が良くはないかとおもうのですね。そうしないと、我々も一生懸命あそこの経営を良くするために一生懸命頑張らなければならないという気持ちが起きないものだから、そういう事がどうか確認したいと思う。

○議長（吉田好宏議長） はい。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） ただ今の橋場議員さんの言ったとおりで、かみ砕いて言えばそのとおりでございます。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。それでは質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致しま

す。お諮りします。承認第6号は、承認する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第4、承認第7号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○民生課長(半田昭雄課長) 承認第7号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成11年6月9日提出、沼田町長でございます。次の頁に専決処分書がございます。

(以下、専決処分書及び別冊、平成11年度沼田町一般会計補正予算、専決第2号の説明)

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい。

○7番(橋場 守議員) 7番。実はですね、1款の議会費なんですが、一人臨時職員を配置をしております、実は議事録も相当早い期間の中で作成するような事が一時期ありました。その後、色々な本採用した人が辞められたということで、議会事務局に配置されていた臨時職員が下に配置換えをされたんです。私は、議会事務局の二人は非常に優秀な職員でありますから、これは良いのですが、これだけ国の政治が色々な複雑な動きをしますと、町民から出てくる要求やら、請願やらが色々出てくると思うのです。それに対してやはり議会事務局は、議員の疑問に、たとえば質問や何かに答えるだけの勉強をしなければならないのですよ。ですから、議会事務局の正職員が二人が議事録作成に、一人ですけども係わってばかりいたんでは実際には議会事務局としての本来の仕事、任務を果たせないのです。ですから、議事録作る人はきちっと配置する必要があると私は思っているのです。そういう意味では、これまではちょっと議会軽視ではないのかなと思うのです。我々はやはり、前にしゃべった事をやはり、きちっとした議事録を見て参照して、次の議会でも色々な事をやらなきゃならないのですよ。ところが、今の状況では、それが次の議会になっても前の議会ができないというのは、それ程色々な煩雑な業務がある訳です。ですから6月議会には、必ず臨時の職員なりを配置して、補正予算をきちっと入れてほしいという事を、意見を述べまして終わります。

○議長(吉田好宏議長) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮りします。承認第7号は、承認する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第5、議案第27号。庁舎改修工事(建築主体)の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(藤間 武課長) 議案第27号。庁舎改修工事(建築主体)。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

(以下、説明あり)

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮りします。議案第27号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第6、議案第28号。庁舎改修工事（機械設備）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第28号。庁舎改修工事（機械設備）でございます。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

（以下、説明あり）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮りします。議案第28号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて平成11年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

13時56分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員